

平成 2 6 年度

第 1 回

徳島県国土利用計画審議会

議事録

1 開催日時及び場所

平成27年1月29日（木） 午前10時から午前11時10分
県庁4階 404会議室

2 出席委員

川瀬委員、橋本委員、三好委員、岡崎委員、中野委員、山下委員、吉田委員
山中委員、川原委員、上垣委員、田村委員、

以上11名

3 開会

事務局（篠原課長）

皆様、おはようございます。本日は、非常にご多忙のところ、当審議会にご出席をいただきまして、本当にありがとうございます。

それでは、これよりご案内のとおり、時刻がまいりましたので、会議に入らせていただきます。私は、県土整備部用地対策課長の篠原と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、開会に先立ちまして、定足数についてでございますが、委員の皆さん15名、それで今日現在、10名の委員の皆様にご出席いただいておりますので、この会が成立をするということをご報告申し上げます。

今日、会長さんをご選任いただくわけなんですけれども、この間、事務局の方で、議事を進行させていただくということになりますので、この点もどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、開会にあたりまして、朝日県土整備部副部長より、皆様にご挨拶を申し上げます。

朝日県土整備副部長

みなさんおはようございます。県土整備部副部長の朝日と申します。どうかよろしくお願い申し上げます。本日は、徳島県の国土利用計画の審議会を開催いたしましたところ、大変お忙しい中を、お集まりいただきまして本当にありがとうございます。それから、日頃は県行政の推進に御理解と御協力をいただいておりますので、この場をお借りして厚く御礼を申し上げる次第でございます。

当審議会では、2つの大きな計画についてこれまで御議論をいただけてきたところでございます。1つは徳島県の国土利用計画というものでございます。この計画は、総合的な県土の利用を図るということで、県土利用の配分、利用の方向を定めるという計画というものでございます。それから、もう一点は土地利用基本計画というものでございます。この計画は今申し上げた国土利用計画を基本といたしまし

て、県の区域を都市、農業、森林といった5つの区域に区分をいたしまして、地域ごとの土地利用の原則、地域間の指導調整方針といった大方針を定めていただいているということで大変重要な計画だと、私どもも認識しているというところでございます。ご承知のとおり、土地は大変貴重な財産でございます。どのように使っていくのかというのが県土の方向性を定めていくということで、重要なことと考えているところでございます。

本日は、この土地利用基本計画の変更についてご審議をいただくということになっております。加えて、国におきましては、先ほど申し上げました国土利用計画の全国計画につきまして、これは国土利用の将来像を示すものということになっておりますけれども、国が見直しの方向で検討を始めたというふうなことでございます。私どもにおきましても、この全国計画の動向を注視をいたしながら、県計画の検証・検討をしていかなければいけないだろうというふうに考えているところでございます。

本日は忌憚のないご意見をいただきたいと思いますと思っております。本日は、どうかよろしく願いを申し上げます次第でございます。私からは以上でございます。

事務局（篠原課長）

それでは、ここで、ご出席をいただいております、委員の皆様方を、私の方からご紹介させていただきます。

始めに農業分野から、J A徳島女性組織協議会の副会長の川瀬委員さん、次に林業分野で、徳島県林業研究グループ連絡協議会女性部の副会長の橋本委員さん、自然保護分野から、徳島文理大学講師の三好委員さん、続きまして、自然保護分野から、四国大学教授の岡崎委員さん、続きまして防災分野で、徳島大学大学院教授の中野委員さん、文教分野からは、徳島文理大学教授の山下委員さん、

それから、社会福祉分野から、県の社会福祉協議会評議員の吉田委員さんでございますが、もうまもなく到着されるというご連絡をいただいております。

それから、都市問題の分野で、徳島大学大学院教授の山中委員さん、それから同じく、徳島県建設業協会会長の川原委員さん、土地問題の分野ということで、不動産鑑定士の上垣委員さん、水問題の分野から、徳島大学大学院准教授の田村委員さん。

今日は以上の方々にご出席いただいております。

なお、今日、徳島商工会議所女性会会長の中村委員さん、それから、徳島県市長会会長の原委員さん、それから、町村会監事の影治委員さん、それから、言論分野の方から徳島新聞社の編集局長の吉村委員さんにつきましては、それぞれご都合によりまして、本日はご欠席となっております。

次に、この審議会でございますけれども、先ほど、ご挨拶でもございましたが、国土利用計画法、それから審議会設置条例それぞれに基づきまして、この審議会は設置された知事の諮問機関ということでございます。主たるその目的と申しますか、改めて申しますと国土利用計画の県計画、それから今日、議題に上がっていますが土地利用基本計画の策定、それから変更といったものにつきまして、ご審議をいただくという目的でございます。

それから、今日の議事ですけれども、お手元の資料の次第、一枚物でございますが、ご覧いただければと思います。今日は、審議会の会長さんの選任、それから会長さんの職務代理者のご指名をいただくと、それから、土地収用事業認定部会の各委員の指名を、それぞれ行っていただいたのちに、議案でございます土地利用基本計画の変更、それから、国の国土利用計画の今見直しが進められておりますが、これに関する動きについて、それぞれご報告をさせていただきたいと思っております。

それから、議案につきましては、この審議会の後に、国の方にも報告等を行う必要があるということで、非常に僭越で、恐縮ではありますが、今日、ご答申をいただければと思っておりますので、どうかこの点よろしくお願いしたいと思っております。

4 議事

事務局（篠原課長）

それでは、これより、議事に入らせていただきます。はじめに、会長の選任でございますけれども、条例では、会長は委員さんの互選により定めとなっておりますが、どなたか委員のみなさんの方からご推薦をいただければと思うんですけれども、いかがでしょうか。

三好委員

都市計画、都市問題のご専門であり、職務代理者もご経験されていることから、徳島大学の山中先生はいかがでしょう。

事務局（篠原課長）

今、三好委員さんの方から、山中委員さんというお声をいただきましたけれども、山中委員さんをお願いするということで、よろしいでしょうか？

「異議なし」との声

事務局（篠原課長）

ありがとうございます。それでは、ご異議がないということで、山中委員さんに

会長を、お願いしたいと思いますが、山中委員さん、よろしいでしょうか。

山中委員

(了承)

事務局（篠原課長）

ありがとうございます。それでは、早速でございますけれども、山中委員さん、恐れ入りますけれども会長席の方へよろしくをお願いします。

山中会長

ただいま会長職に選任をいただきました山中でございます。

早速ですが、議事に入りたいと思います。先ず、会長職務代理者を決めることになっていまして、会長が指名するということになっております。私の先輩にあたる中野委員さんに、是非お願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

「異議なし」との声

山中会長

それでは、中野委員にお願いしたいと思います。

中野委員

(了承)

山中会長

次に、土地収用事業認定部会委員の指名でございますが、これに先立ち土地収用事業認定部会、事業認定の概要について、事務局から説明をお願いします。

事務局（福本主任）

用地対策課の福本でございます。それでは事務局から、説明させていただきます。

はじめに、土地収用事業認定部会の趣旨等についてであります。

当部会は、土地収用法による知事の行う事業認定処分に反対する意見書の提出があった場合に、ご審議いただくための第三者機関であり、条例により設置されております。

資料３の１３ページを御覧ください。次に、事業認定の概要についてであります。

事業認定とは、公共事業により土地を取得しようとしたときに、権利者の協力が

得られない場合があります。そうした場合に、土地を強制的に取得するのにふさわしい公益性や緊急性を有する事業であることを、知事等が認定するものです。

それから、事業認定の手続きにつきましては、左側のフローのとおりで、事前相談・事前審査、事前説明会をした後、知事に対して事業認定申請がなされ、公告・縦覧等を経て、認定告示となります。

この縦覧期間に、利害関係者から意見書の提出等があり、認定内容と相反する場合、当部会の意見を聞かなければならないことになっております。

なお、事業認定の件数等は14ページから15ページに添付してございますが、本県では、制度が発足した平成14年度以降、当事案の発生がなかったため、当部会の開催の実績はございません。以上でございます。よろしくお願いします。

山中会長

はい、という説明ですが、何かご質問ございますでしょうか。

公共事業で土地を収用しなければならない時に、利害関係者からの意見書の提出がなければ、この委員会は開かれない。徳島県ではこれをつくらねばならなくなっ
てからは開いたことがない、今までは意見書が提出されることなく、収用手続き等
が行われているということです。

よろしいでしょうか。ご質問があれば、また言ってください。

事務局（篠原課長）

ちょっと補足させていただきますと、土地収用法、ちょっと古い法律なんですけれども、実は、この意見を聞きなさいということになりましたのは、平成14年にこの土地収用法が実は改正されて、あくまでもそのいわゆる強制力をもって、県民の皆様、国民の皆様の土地を収用すると、行政が買い取るということになりますので、やはりその事業認定、そういった強制力を与える権利、これにあたりまして、もしそれに反するご意見がでた場合には、やはり、そういったご意見を大切にして、耳を傾け、そういったご意見を踏まえて公正中立な第三者機関において十分審議を
いただいて、それを基に最終判断を決するという手続きが盛り込まれたという経過
がございました。以上です。

山中会長

ここに書いてありますけれども、この委員会自体はいわば公益性の判断であって、事業効果の判断というところを、ちゃんと公益的に効果があるものかどうかである
ことや、それから地域の自然環境とか、生活環境であることや、それから事業の早期
必要性などみたいなもの、この辺を判断することになっているということです。

ですから、個別の事情というのではなく、むしろ、公益性の判断をしていただくという視点になっています。

関連の大きい7分野の方ということで、指名をするということになっております。もし、よろしければ、私の方でご指名をさせていただきます。よろしいでしょうか。

分野としては、農業分野、自然保護分野、防災分野、社会福祉分野、都市問題、それから水問題、言論分野という7つの分野からを指名するということで、農業分野については、川瀬委員さんをお願いしたいと思います。自然保護分野については、三好委員さんをお願いしたいと思います。防災分野については、中野委員さんをお願いしたいと思います。社会福祉分野については、吉田委員さんをお願いしたいと思います。都市問題分野は、私がさせていただきます。それから、水問題分野については、田村委員さんをお願いしたいと思います。言論分野については、本日欠席になっておりますけれども、吉村委員さんをお願いしたいと思います。以上7名の方でございます。

繰り返させていただきますと、川瀬委員さん、三好委員さん、中野委員さん、吉田委員さん、山中、田村委員さん、吉村委員さんの7名でございます。

これで、いかがでしょうか。ご異議ございますでしょうか。

「異議なし」との声

それでは、もし開かれましたら、よろしくお願いをいたします。

この中で、部会長と部会長職務代理というものを決めることになっておりますが、これはこの審議会が終わった後、この7名で改めて部会を開かせていただきまして、そこで互選により決めることになっておりますので、すみませんが、7名の方々は、この後、少し残っていただければと思います。

これが、次第の3番です。次に、議案に入ります。この審議会の業務としては、この土地利用基本計画の変更というのがあり、これを進めていきます。これについて審議に入りますので、これにつきまして、事務局から説明をお願いします。

事務局（中村主任専門員）

県の用地対策課土地利用推進担当の中村と申します。よろしくお願いいたします。それでは、議案の土地利用基本計画の変更についてご説明いたします。まず、この基本計画の位置付けですが、お手元の「資料3」と書かれた冊子の8ページをご覧ください。土地利用に関する計画体系図です。

はじめに、図の中央の国土利用計画のところをご覧ください。国土利用計画は、国土利用の配分とその利用の方向を定める長期の目標であり、国が策定する全国計

画、県が策定する県計画、市町村が策定する市町村計画の三層で構成されております。

次に、左側の土地利用基本計画のところをご覧ください。土地利用基本計画は、国土利用計画を基本として作成し、県土の利用は、この基本計画に即して、適正かつ合理的な利用を図ることとされております。その内容は、都市地域、農業地域など、5つの地域を地図上で示した計画図と、土地利用の調整等に関する事項を記載した計画書から構成されています。この計画図の一部変更が、本日の議案となっております。

続きまして、左下、一番左から2つ目の四角をご覧ください。土地利用に関して様々な個別規制法があり、それぞれの目的で開発行為の規制が行われますが、土地利用基本計画は、それらの指針となり調整を図るといった機能を持っております。

また、一番左側の四角にあるように、土地取引については土地利用基本計画に適合するよう規制が行われます。

ここで、土地利用に関する計画体系図を見ていただいたのですが、9ページをご覧ください。鳴門の議案に関係しますが、例として、森林地域で開発行為が行われた場合の基本計画の変更について示したフロー図で、全体はこのような形になっています。

上から見ていきますと、先ず初めに開発が計画される、次に下の矢印の方へ行くと、個別法として森林法の許可制度があります。左側をご覧ください。左側には、土地利用の指針ということで土地利用基本計画というのがあります。ここから個別法に矢印が出ていますが、許可にあたっての「指針」とするということになっています。いちばん右側の黒い四角印のところに書いてありますが、開発行為ごとに、この土地利用基本計画を踏まえ、関係する森林法、都市計画法などの個別法に基づいて許認可を行っています。その時に、県の内部組織で、土地利用対策会議というのがございまして、大規模開発（1ヘクタール以上、市街化区域では5千平方メートル以上）を行う場合に、ここで審議して、各法令の違反にならないように進めています。このとき根拠とするのが土地利用基本計画であり、これを踏まえて総合的な審査を行い、その後、許可を与えるという仕組みになっています。

これが終わりますと、開発が行われて、フローに沿って進んでいくこととなります。そうすると、その結果、この地域というのは変わってしまいます。森林地域であれば、伐採されて木がなくなってしまう。そういったことになった時に、次の話しですが、下に国土利用計画審議会の四角がありますが、ここで、審議にかけるということになります。

これは、地域がそういった現象を踏まえて、基本計画で定めている地域がどのようになるのかを検討しなくてはならない、それによって、その地域の法規制の内容

などが変わってきます。そういう形で審議会での地域の変更を検討します。もし変更された場合は、各諸法で位置づけられている、ここと言えば、地域森林計画が変更されるという流れになります。

矢印が、また上にかえっていますが、仮に地図が変更された場合、今後、新たな開発や造成などができた時に、新しくできた地図を用いて、基本計画の指針に基づいて、法規制や指導が行われることになっています。

次の10ページに、5地域区分の定義という資料を付けています。都市地域、農業地域など5地域があります。都市地域は、都市としての開発整備等をすでに行っているものであり、都市計画法で定める都市計画区域に相当するものとして、土地利用基本計画の方で定義付けを行って定めています。他の地域についても同様に、このような規定になっています。今回、関係するのは、農業地域と森林地域でありまして、農業地域は、農用地として農業の振興を図る地域であり、これは諸法の農振地域と原則、一致しております。森林地域については、森林として利用すべき地域で、国有林、地域森林計画の対象民有林に相当しています。この他に自然公園地域、自然保全地域が書かれております。いちばん下を見ていただきますと、これらの5地域については、その必要性から範囲を決定しており、県土の約5割で重複している状況になります。ということで、基本計画に基づいた対応について説明いたしました。

それでは、次に、お手元の「資料1」と書かれた冊子の1ページをご覧ください。議案の説明になります。「1 総括表（変更概要）」ですが、これは、5地域区分ごとに、面積の増減を記載したものです。

変更しようとするのは、農業地域が3ヘクタールの拡大と2ヘクタールの縮小、森林地域が2ヘクタールの縮小となっております。合計3件の案件が出ています。

次の2ページから、各変更予定区域の状況を取りまとめております。（1）の鳴門市森林地域の縮小についてですが、所在は、鳴門市瀬戸町と北灘町で、大毛島の西、国道11号沿いの焼肉店の表記があるところの近くです。

現地の状況は、太陽光発電・施設用地。変更面積は2ヘクタールの縮小。重複する地域は、都市地域と農業地域となります。

当該箇所は、「保安林」や「林地保全上特に留意すべき森林」などに該当しないことから、県東部農林水産局が、土地利用基本計画による土地利用の原則に則るとともに、森林法の林地開発許可基準により、「災害の発生」、「環境の悪化」等の支障をきたさないよう、「切土や排水の適正化」、「緑化計画」等の措置を条件に開発を許可し、適正に開発が行われたものです。

このようなことから、森林としての利用保全を図る必要がないことから、森林地域を縮小するものです。

次に、3 ページをお開きください。(2) の小松島市農業地域の拡大についてですが、所在は、小松島市赤石町で、J R 赤石駅の東側、海上自衛隊・小松島航空隊の方へ向かう途中にあります。

現地の状況は、農地の田、変更面積は3 ヘクタールの拡大、重複する地域は、都市地域の市街化調整区域となっています。

土地利用基本計画では、市街化調整区域においては、良好な都市環境を保持するための緑地等を保全することとされており、この区域内にある当該箇所は、周辺の農業振興地域と一体となった田で、当分の間、営農が継続されることが確実な地区であり、農用地としての利用保全を図る必要があることから、農業地域を拡大するものです。

続きまして、4 ページをお開きください。(3) の阿南市農業地域についてですが、所在は、阿南市辰巳町で那賀川の河口にある三角洲の南側です。

現地の状況は、県の港湾施設として工事が行われ、利用としては野積場、資材置場として使用されております。変更面積は、農業地域の2 ヘクタールの縮小。重複する地域は、都市地域の市街化区域となります。

土地利用基本計画では、市街化区域においては、安全性、快適性、利便性等を配慮して、都市施設の整備を推進することとされており、また当該箇所は、農用地区域や優良農地ではありません。このようなことから、既に港湾施設となり、工業団地と一体的に利用され、農用地としての利用保全を図る必要がなくなったことから、農業地域を縮小するものです。

なお、これらの変更に関連して、「地域森林計画の変更」や「農業振興地域の変更」を予定しておりますが、当審議会の答申を踏まえ、土地利用基本計画の変更後に、行うこととなります。

最後に、土地利用基本計画の計画図がどのようなものかご説明いたします。7 ページをお開きください。これは、鳴門市森林地域の変更箇所の計画図です。黄色の範囲が変更部分であり、赤色の線で示した範囲が都市地域、緑色の線で示した範囲が森林地域、それから、農業地域が、この図のほぼ全体に、指定されております。

なお、他の2 区域につきましても、8 ページ、9 ページに地図添付してありますので、ご確認ください。議案についての説明は、以上でございます。

なお、議案の土地利用基本計画の変更案については、知事から審議会会長あての諮問案件とさせていただいておりますので、諮問文の写しをお手元に、ご配布いたしております。それでは、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

山中会長

土地利用計画をこの審議会で作っておき、その時に図面も作っており、今回のよ

うな大規模な変更の場合に審議をすることになっています。

土地利用の動きについて、土地利用基本計画に基づいて許可等がなされているか否かをモニタリングしていく役割がある。

審議会の役割としては、計画を作ることの他に、計画の変更についてもみていき、さらには、計画に基づき適正に利用されているかをみていくということと、私自身は理解しています。

何か、ご質問はありませんか。

中野委員

理解が十分できていないところがありますので、お尋ねします。先ほど図面をいくつか紹介していただきました。鳴門市森林地域の縮小ですが、黄色で囲んでいるところが意図していることは、森林地域から外れるということを認めるということですね。緑の枠のエリアからそこが穴が開いた状態になり、一方で、既に網がかかっている都市地域、農業地域については残っているということによろしいか。

次の図の小松島市農業地域でいえば拡大ということなので、ピンクで囲んでいる部分に黄色の農業地域の点線で囲んでいる部分が追加されるという理解によろしいか。

黄色の農業地域の縮小は、黄色で囲んでいる部分が従来農業地域として区分されていたものを外すという理解によろしいか。元々、他にかかっているものに関してはそのまま維持されているということですね。

事務局（中村主任専門員）

そうです。

中野委員

いろいろかぶっている状況の中で、5地域区分の定義分けの部分で、農業地域なり森林地域の範囲が拡大したり、縮小したりしているということですね。

山中会長

元々かぶっていましたので、ひとつが外れるということです。

最初の鳴門については、農業地域と都市地域が残るのですね。3つ重なっていたからですね。

中野委員

これは、法律が違うからですか。

事務局（中村主任専門員）

はい。各地域毎で規制が強いところがあったり、比較的ゆるいところがあります。比較的ゆるいところにつきましては、それぞれの地域どうして重複できるとしても、規制が強いなど、相容れない地域、例えば、農振地域の農用地区域は、原則として転用ができない地域と都市地域の市街化区域は、法律上相容れないことになりますので、それが、どちらかに変わるということは、都市地域と農業地域の境界が変わることになり、5地域が変わるということになるので、基本計画の変更にあたるということになります。

山中会長

他に何かご質問はありませんか。

岡崎委員

徳島県の県土は50%くらいはかぶっているというお話があったのですが、一つの地域が3つの区分にまたがっているのがあるようなのですが、何にでも使えるようにという意味なのでしょうか。例えば、今回の場合は、3つの区域にあって、その内の一つを外すという案かなとみているのですが、今回拡大した2番目の小松島市は、今まで都市地域だけであったのに加えて農業地域にもするということですね。もしかして将来的に、農業地域に変えたいという意図があるのですか。そういう意図により、地域を変更したり、重複することとなったりするということですか。

事務局（中村主任専門員）

これは、元々交わっているのは、それぞれの法律の制度に基づきまして、そういう区域を決めています。その結果、それを土地利用基本計画で重ね合わせますと、県の全域の中の一部がこういうように重ね合っているというのを表したのが、計画図ということになっています。規制の強いもの、相容れないものどうしは法律でルール、規制がありますので、どちらかを除外して広げるという手続が行われているのは先ほどご説明したとおりです。

赤石のこの部分については、市街化調整区域になっておりますが、現況は農地ですが、現在、農業地域にはなっていない。当分の間、ここは営農が継続されるという判断がされておまして、この地域としては農地でいくのであれば、都市地域でなくて農地を広げるという手続があるであろうという判断をしておまして、この審議会に諮っているということです。

川瀬委員

この赤石地区は、元々農地ですね、あそこは。

事務局（中村主任専門員）

はい、元々農地です。

川瀬委員

ここは、所有者が農業を営んできた土地であり、農地として保全されているが、再度、農地を認定するということになりませんか。

事務局（中村主任専門員）

この地図の状況を見ていただきますと、現況農地であっても、地域は市街化地域であり、その地域の中には、学校もあれば、河川も道路もある。農業地域は黄色で示されていますが、この中には入っていなかった。農業地域に入っていない農地であった。だから、この状況をみて、これは連担しているので同じ地域として加えるのが適切ではないかという判断です。

川瀬委員

私は小松島ですので、このあたりは少し知っています。農地であるのを再度認定するのかなと思いました。

事務局（篠原課長）

たしかに農地、過去も農地なのですが、元々は都市区域ということで、さらにそこが、市街化区域ということでした。この基本計画でもそうなのですが、市街化区域に存する農地については、比較的転用がしやすいというところがございました。ここの農地を保全していこうということで、改めて市街化区域ではなくて、市街化調整区域に編入を都市計画上したということです。

川瀬委員

家を建てるとかの転用ができなくなる？

事務局（篠原課長）

しにくいということです。その意味では、規制を少しきつめにかぶせたということです。

山中会長

農業を続けられる意思があれば、当然そうしないと、市街化区域の農地は税金が高いくから。珍しいんですが、こういう線引きというのは、調整区域が増える方向はね。

事務局（篠原課長）

ですから、都市地域に農業地域が加わって重複するようにした、結果として。

田村委員

重複する場合というのは、優先順位はどうなっているのですか。

事務局（中村主任専門員）

基本計画の中で、重複する場合、どちらが優先するかをいうのを決めています。

田村委員

ありがとうございました。

山中会長

他に何かございませんか

それでは、ないようでしたら、「土地利用基本計画の変更案」については、原案を適当と認め、その旨を知事に答申したいと思いますが、よろしいでしょうか。

「異議なし」との声

それでは、ご異議なしということで、原案どおり承認することとし、知事に答申したいと思います。

なお、文案でございますが、私に一任ということにさせていただいてよろしいでしょうか。

「異議なし」との声

では、私の方で、答申文を作成の上、「答申」することといたします。

これで議案は終わりですが、次に報告事項ですが、今後、審議会でいちばん重要な国土利用計画を見直さなくてはならないのですが、この状況について、事務局から説明をお願いします。

事務局（中村主任専門員）

それでは、「国土利用計画・全国計画の見直しの動き」について、ご説明いたします。

「資料２」と書かれた冊子の１ページをご覧ください。現在、国では、平成２７年夏頃の策定を目指し、全国計画の見直しを行っているところです。現行の全国計画（第４次計画）は、平成２０年に策定されており、６年が経っております。

計画期間は、おおむね１０年であります。計画の策定後、急激な人口減少、高齢化、災害の切迫、インフラの老朽化、地球環境問題、さらには、これらに伴い国土の利用において、空き地・空き家の増加、農地の管理水準の低下、耕作放棄地の増加などの大きな問題が顕著となってきました。

このようなことから、「災害に対し粘り強くしなやかな国土の構築」や「国土の適切な管理と土地の有効利用」、「自然と共生した持続可能な国土づくり」を３本柱として、新たな国土利用計画の策定を行っております。

その具体的な内容ですが、次のページをお開きください。現行の第４次計画と現在検討中の第５次計画案の骨子を比較した資料です。右側の第５次計画案のところを、中心に説明していきたいと思います。

まず、計画の冒頭に、只今ご説明しました「国土利用をめぐる基本条件の変化と課題」が、書かれております。

次のページをお開きください。これらの課題を踏まえ、国土利用の目指すべき方向として、（ア）「安全・安心の実現」、（イ）「適切な国土管理の実現」、（ウ）「自然環境と景観の保全・再生」、次のページの（エ）「多面的な国土利用と選択的な国土利用」、（オ）「国土利用の総合的マネジメント」と、新たな方向性が示されております。

そして、中ほどに、「（２）地域類型別の国土利用の基本方向」として、まず、都市では、人口減少関連として、都市のコンパクト化、防災関連として、「災害危険区域の都市化進展の抑制」、「都市の災害対応能力の向上」等が、新たに盛り込まれ、次に、農山漁村では、担い手不足を確保するため農地の集積・集約等による農用地の良好な管理をしていくこと、

次のページの「自然維持地域」では、防災・減災機能を有する社会資本整備や土地利用等のグリーンインフラの推進等が、追加されております。

それから、「（３）利用区分別の国土利用の基本方向」として、農地からはじまって、３ページにわたり、主に人口減少・防災関係等の観点からの記述が追加されております。

続きまして、７ページをご覧ください。中ほどの「２」のところですが、「基準

年」を平成２４年、「目標年」を平成３７年とし、その下の「３」のところで、これを達成するために必要な措置が書かれております。

主なところを見てみますと、「国土の安全性の確保」をはじめ、「持続可能な国土の管理」、「自然環境の保全・再生」、「生物多様性の確保」、空き地、空き家の有効活用といった土地の有効利用などが、盛り込まれております。

以上が、現在、国が見直し作業を進めている、新たな国土利用計画（全国計画）の概要ですが、現在示されているのは、骨子案の段階であり、今後、検討が行われていく中で、更に内容が変わっていくものと予想されます。このため、県としましては、このような動きを注視しながら、県計画の策定についても、適切な時期にその方針を決定し、検討を行っていただけるよう、そのように考えておりますので、今後とも、ご指導のほど、よろしくお願いいたします。以上で説明を終わります、

山中会長

ということですが、これについて何か質問はありませんか。

県は、平成２２年に第４次国土利用計画を作っていますが、１年半くらいかけて作ったような気がするのですが、この文言をいろいろ直していたこと思い出しますが、今となってみてみると、確かにもうちょっと９年前くらいの議論かなと思います。

人口減少についてはかなり進んでいます。どちらかというと、土地に対して需要がいっぱいあったときにどう調整するかといった議論が中心であったのですが、今はちょっと違う議論で、放っておかれる土地をどうするかというのが重要になってくるという感じが非常に大きいのではないかと思います。結果的にそういう議論になってくる可能性もあります。例えば、災害の危険性があり、利用に適さない土地が生じてきた場合、それをどうやっていくことが大きな課題となっていると思います。

事務局（篠原課長）

この国土利用計画の見直しに伴い、より具体的な土地利用の指針を記載した土地利用基本計画も見直すこととなることから、この２つの計画を見直すという流れになってまいります。

山中会長

災害危険区域が入ってきたときにどう調整するかがけっこう重要になってくると思います。

事務局（篠原課長）

高知県では津波に対して高台移転というのが進んでいると伺っているのですが、本県でも、今後どうなるのかわかりませけれども、美波町の町長さんがそういうお考えをおっしゃっていましたが、そういう高台移転もいいのですが、跡地をどうするのか、土地の有効利用をどうするのか、さらには空き家、それから農地も含めてですけれども、食糧の自給自足の問題もあるでしょうし、いろんな観点を踏まえて改訂・改正になると思います。全く諸環境が異なっております。

橋本委員

質問ではないのですが、やはり温暖化などいろんな環境の変化で災害が全国的に多くなっていると思うんで、やはり森林においてもちゃんと整備されなければそういう災害につながると思います。その辺のところをしっかりとやっていかなければならないということで、国土がしっかりしていないと、日本の国というのも大変だと思いますので、できるだけ健全な山づくりができるような方向で、計画では関連づけていく必要があると思います。

山中会長

他に何かありませんか。全体を通して何かありませんか。

川瀬委員

高齢化等により、後継者が不足して農業者が減少している。私は農業委員もしているのですが、那賀の方は耕作放棄地がたくさん増えている。そして放棄地があれば、その周辺も草が生えて水はけも悪くなる。放棄地をなくしていく取組みが必要だと思います。

山中会長

先ほどおっしゃっていた農地の集約化などを行っていただきたいと思います。

上垣委員

全国計画が7月頃に作られ、その後、県計画を1年半くらいかけて作るのですか。

事務局（篠原課長）

そうですね、県計画が国の全国計画を大局的に踏まえて、国土強靱化・地域計画もそうですが、我々も県独自の必要な特性に応じた計画づくりが必要となります。

山中会長

スケジュール的には、今おっしゃったような感じですね。この夏以降になります。他に意見がなければ、審議会自体はこれで終了させていただきたいと思います。

県計画の検討については、今後ご議論いただくことになると思いますので、よろしくお願いします。

それでは、事務局へ返させていただきます。

事務局（篠原課長）

それでは、山中会長さん、議事進行どうもありがとうございました。

では、終わりに副部長の方から、皆様にご挨拶を申し上げます。

朝日県土整備副部長

本日はお忙しい中、お集まりいただきまして、ご審議をいただきまして本当にありがとうございました。厚く御礼を申し上げる次第でございます。

先ほどは御答申もいただきました。この答申に基づきまして必要な手続を進めて参りたいと考えております。それから全国計画の動きにつきましては、我々も注視をしてまいりたいと思っております。今後ともよろしくご指導をいただけますようお願いを申し上げます。本日の御礼とさせていただきます。ありがとうございました。

事務局（篠原課長）

恐れ入りますけど、先ほどご指名をいただきました、土地収用の事業認定部会をこの後、数分ほど時間をおきまして再度、開催させていただきたいと思いますので、少々お待ちいただければと思います。今日は本当にありがとうございました。

午前 11 時 10 分閉会